

新潟市新たな交通システム導入検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 本市全体として快適に移動できる交通環境の実現を目指し、都心を中心とした地域における新たな交通システムの将来的な導入の方向性を明確にするため、新潟市新たな交通システム導入検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- （1） 新たな交通システムに関する導入方向性の検討
- （2） その他この会の目的達成に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、知識・経験を有する者、市民、関係団体・交通事業者・関係行政機関の職員等で構成し、その構成は別表のとおりとする。

- 2 委員会の構成員の任期は、委嘱の日から平成23年5月31日までとする。
- 3 委員会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

（委員会）

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括・招集する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名したものがその職務を代行する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第5条 事務局は、新潟市都市政策部新交通推進課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

（施行期日）

- この要綱は、平成22年 8月26日から施行する。
この要綱は、平成23年 4月 日から施行する。

別表

新潟市新たな交通システム導入検討委員会
委員名簿

(順不同, 敬称略)

所属等	氏名
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授	中村 文彦
新潟大学経済学部准教授	大串 葉子
長岡技術科学大学環境・建設系准教授	佐野 可寸志
NPO 法人まちづくり学校 代表理事	長谷川 美香
フリーアナウンサー	遠藤 麻理
中央区自治協議会 委員	二
新潟の新公共交通をつくる市民の会 会長	古舘 邦彦
新潟市消費者協会 会長	櫻井 喜美子
新潟商工会議所事業部総合政策課長	井上 達也
新潟市商店街連盟 理事長	大矢 純一
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社総務部企画室長	西田 聡
新潟交通株式会社乗合バス部長	古川 公一
国土交通省北陸地方整備局企画部広域計画課長	井澤 慎治
国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長	田中 倫英
国土交通省北陸信越運輸局企画観光部交通企画課長	鈴木 延明
新潟県交通政策局交通政策課長	田村 定文
新潟県警察本部交通部交通規制課長	本間 敏雄
新潟市技監	吉田 信博

以上 計 18 名